

岩手県野球協会登録料等基準

- 1 岩手県野球協会（以下「協会」という。）規約第5条、第6条及び第21条の規定による登録料等の基準については、次による。
- 2 協会の年間会費及び登録料等は、次による。

区 分	年間登録料
(1) 郡市野球協会会費	50,000 円
(2) 還暦野球連盟・50歳野球連盟会費	40,000 円
(3) チーム登録	一般チーム・OBチーム 1 チーム 12,000 円
	少年チーム（学童部・少年部） 1 チーム 7,000 円
(4) 郡市野球協会会員・市町村野球協会会員登録	1 人 5,500 円
(5) 協会役員登録	1 人 5,500 円
(6) 審判員登録	1 人 5,500 円
備考	
(1) 上記(4)、(5)及び(6)の重複登録する場合の年間登録料は、1人5,500円とする。	
(2) 郡市野球協会会員、市町村野球協会会員の登録範囲は、当該野球協会の会員名簿による。	

- 3 上記の年間会費及び年間登録料等は、毎年度予算及び決算に計上し、経理する。
この基準は、平成27年1月1日から適用する。

(平成27年3月 1日 全部改正)

(平成29年2月26日 一部改正)

(平成31年2月24日 一部改正)

(平成 4年3月 6日 一部改正)